



2024年11月28日

各 位

日本出版貿易株式会社
代表取締役社長 綾 森 豊 彦
(東証スタンダード・コード8072)
問合せ先
事業管理本部総務部長 木 村 樹
電 話 番 号 03-3292-3751

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る
承認決議に関するお知らせ

当社は、当社が2024年10月29日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2024年10月29日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年1月6日(月曜日)までの間、整理銘柄に指定された後、2025年1月7日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2024年10月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

当社株式について、10,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

697,328株

(注) 当社は、2024年10月29日付の取締役会決議により、2025年1月8日付で自己

株式 2,603 株 (2024 年 6 月 30 日時点の自己株式の全部に相当します。) を消却することを決定しておりますので、減少する発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

697,397 株

(注) 当社は、2024 年 10 月 29 日付の取締役会決議により、2025 年 1 月 8 日付で自己株式 2,603 株 (2024 年 6 月 30 日時点の自己株式の全部に相当します。) を消却することを決定しておりますので、効力発生前における発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

69 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

240 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社トーハン (以下「公開買付者」といいます。) 並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店以外の株主の皆様所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する当社株式 (以下「端数相当株式」といいます。) を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 1 月 7 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しています。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 1 月 8 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける公開買付価格と同額である 4,000 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場

合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社トーハン

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年1月下旬から2月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、端数相当株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年3月上旬を目途に、当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年4月上旬から4月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年1月8日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2024年10月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第3条（目的）の変更を除き、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年1月9日に効力が発生するものとしたします。

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、定款第3条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は会社法上の会計監査人の設置義務を負っていないところ、第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買

付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、会計監査人を非設置とし、定款第4条（機関）第4号を削除するとともに、第6章（会計監査人）の規定（第36条から第38条まで）を全て削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- (3) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は240株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (4) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は69株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (5) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (6) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者並びに丸善雄松堂株式会社、株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店のみとなるため、株主総会参考書類等の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2024年11月28日（木曜日）
整理銘柄指定日	2024年11月28日（木曜日）（予定）
当社株式の最終売買日	2025年1月6日（月曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年1月7日（火曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年1月9日（木曜日）（予定）

以 上